

○府中市立学童クラブ条例施行規則

平成2年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市立学童クラブ条例(平成元年12月府中市条例第29号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(小学校の下校時等)

第2条 条例第5条第1項に規定する小学校の下校時とは、学童クラブにおける育成を受ける児童が通う小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)の授業の終了の時刻等を考慮して、学童クラブごとに市長が定める時間をいう。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する府中市立小学校の授業の休業日とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第61条に規定する休業日をいう。

(令3規則36・追加)

(就労、疾病等の理由等)

第3条 条例第6条第2号に規定する保護者等の就労、疾病等の理由とは、当該保護者等が次の各号のいずれかに該当することをいう。

- (1) 居宅外において労働又は就学をしていること。
- (2) 居宅内において労働に専従していること。
- (3) 疾病を患っていること。
- (4) 障害を有していること。
- (5) 家族の介護又は看護をしていること。
- (6) 行方不明又は拘禁中であること。
- (7) 死亡又は離別していること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が認める特別な事情があること。

2 条例第6条第2号に規定する適切な監護を受けられないこととは、正午から午後6時までの間において4時間以上監護を受けられない日が1月に14日以上あることをいう。

(平26規則39・全改、令3規則36・旧第2条繰下)

(入会の申込み等)

第4条 学童クラブへ入会を希望する児童の保護者は、学童クラブ入会申込書(第1号様式)に別に定める書類を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により学童クラブ入会申込書を受理したときは、条例第6条に規定する入会資格の調査により入会の承認の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により入会の承認を決定したときは学童クラブ入会承認通知書(第2号様式)により、入会の不承認を決定したときは学童クラブ入会不承認通知書(第3号様式)により、定員に余裕がないため条例第6条に規定する入会資格を満たす児童の入会の承認を保留するときは学童クラブ入会承認保留通知書(第4号様式)により当該児童の保護者に通知する。

4 市長は、第2項の規定による入会の承認の決定に当たつて、次に掲げる条件を付する。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症にかかった場合又は傷病(学童クラブを利用している際に医療行為を必要とする傷病に限る。)を負っている場合に学童クラブを利用しないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(平5規則29・平17規則12・平26規則39・平28規則51・一部改正、令3規則36・旧第3条繰下・一部改正)

(申込内容の変更の届出)

第5条 前条第3項の入会の承認の決定を受けた保護者は、学童クラブ入会申込書に記載した事項を変更する必要があるときは、速やかに学童クラブ入会事項変更届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(令3規則36・追加)

(休会の届出)

第6条 学童クラブに入会している児童が、学童クラブに一定期間来会できない事情が生じたときは、当該児童の保護者は、休会を開始する月の前月までに学童クラブ休会届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、再度の届出を行う場合は、既に届け出ている休会の期間が経過するまでは、これを行うことができない。

2 前項の規定による届出の休会の単位は1月とし、その期間は1回の届出につき2月を限度とする。

3 第1項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る休会の期間を変更するときは、当該変更をする月の前月までに、学童クラブ休会届により市長に届け出なければならない。

(令3規則36・追加、令4規則11・一部改正)

(退会の届出等)

第7条 学童クラブに入会している児童が学童クラブから退会しようとするときは、児童の保護者は、学童クラブ退会届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、進級により退会するときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による届出があつたとき、又は条例第7条第2項の規定による退会を決定したときは、当該児童の保護者に、学童クラブ退会通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 条例第7条第2項第2号に規定する市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 学童クラブに入会している児童が、特別の理由なく、15日以上連続して来会しないとき。

(2) 学童クラブに入会している児童の保護者が、2月以上にわたり条例第8条第1項及び第2項に規定する費用並びに同条第3項に規定する間食費(以下「育成料等」という。)を滞納したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(平17規則12・平26規則39・平28規則51・一部改正、令3規則36・旧第4条繰下・一部改正)

(間食費の額)

第8条 条例第8条第2項の規定により保護者から徴収する間食費の額は、月額1,800円とする。

(平17規則12・旧第6条繰上・一部改正、平26規則39・一部改正、令3規則36・旧第5条繰下)

(育成料等の減免)

第9条 条例第9条第2項に規定する育成料等の減免の基準、割合等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 育成料等の免除

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による被援助世帯 育成料の免除

(3) 世帯の構成員全員の当該年度分(次条第1項の規定による申込みをする日が4月から6月までの間にあっては、前年度分)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)が非課税である世帯育成料の免除

(4) 2人以上の児童が学童クラブに入会している世帯 当該世帯の2人目以降の児童につき育成料の5割減額

2 育成料等の減免は、前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯に対して、市長が別に定める範囲内において行う。

(平17規則12・追加、平19規則60・平26規則39・一部改正、令3規則36・旧第6条繰下・一部改正、令4規則11・一部改正)

(減免の申込み)

第10条 育成料等の減免を受けようとする者は、学童クラブ育成料・間食費減免申込書(第9号様式)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、速やかにその可否を決定し、育成料等の減免の承認を決定したときは学童クラブ育成料・間食費減免承認通知書(第10号様式)により、育成料等の減免の不承認を決定したときは学童クラブ育成料・間食費減免不承認通知書(第11号様式)により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により育成料等の減免の承認の決定を受けた者で、その理由が消滅したときは、直ちに学童クラブ育成料・間食費減免理由消滅届(第12号様式)により市長に届け出なければならない。

(平5規則29・平15規則12・平17規則12・平28規則51・一部改正、令3規則36・旧第7条繰下・一部改正)

(午後6時以降の育成料の区分の届出)

第11条 午後6時以降の育成を受けようとする児童の保護者は、別に定める期日までに、当該育成を受ける月における条例第8条第2項に規定する費用に係る区分(以下「費用区分」という。)を書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした保護者は、当該届出に係る月の翌月以降における費用区分が当該届出をした費用区分と同じであるときは、当該月における費用区分について第1項の規定による届出を要しない。この場合において、市長は、当該保護者の費用区分について、第1項の規定による届出があつたものとみなす。

3 第1項の規定による届出をした保護者は、当該届出をした費用区分を変更しようとするときは、別に定める期日までに書面により市長に届け出なければならない。ただし、当該届出に係る月の間、当該月の費用区分を変更することはできない。

(令3規則36・追加)

(育成料等の納付)

第12条 学童クラブに入会している児童の保護者は、学童クラブ育成料・間食費納入通知書兼納付書(第13号様式)により毎月末日までに、当該月分の育成料等(条例第8条第2項に規定する費用を除く。)を納入しなければならない。

2 午後6時から午後7時までの間における育成を受けた児童の保護者は、当該育成を受けた月の翌月末日までに、学童クラブ育成料・間食費納入通知書兼納付書により当該月分の条例第8条第2項に規定する費用を納入しなければならない。

3 休会期間中の育成料については、納入するものとする。ただし、間食費については、徴収しない。

4 月の途中で入会又は退会した場合における育成料等の額は、1月として計算する。

(平17規則12・平28規則51・一部改正、令3規則36・旧第8条繰下・一部改正)

(育成料等の不還付)

第13条 既に納入した育成料等については、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により育成料等の還付を受けようとする者は、学童クラブ育成料等還付申込書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(平5規則29・平17規則12・平28規則51・一部改正、令3規則36・旧第9条繰下)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平17規則12・旧第11条繰上、令3規則36・旧第10条繰下)

付 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成5年9月14日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月27日規則第12号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月31日規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月22日規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年12月25日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条中第1条の改正規定(「第82条の2」を「第124条」に改める部分に限る。)、第3条中第1条の改正規定(「同法第82条の2」を「法第124条」に改める部分に限る。)並びに第4条から第6条までの規定は、平成19年12月26日から施行する。

付 則(平成26年12月9日規則第39号)

この規則は、府中市立学童クラブ条例の一部を改正する条例(平成26年9月府中市条例第17号)の施行の日から施行する。

付 則(平成28年6月23日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市立学童クラブ条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

付 則(令和3年3月31日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市立学童クラブ条例施行規則に規定する様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和4年3月4日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(表)(第4条)

学 童 ク ラ ブ 入 会 申 込 書										
府中市長										
_____年_____月_____日										
収受印 保護者 住 所 府中市 丁目 番地の 方 書 氏 名 電 話 _____ F A X _____										
次のとおり学童クラブの 新規(※)・継続 入会を申し込みます。※ 新規入会の場合、「面接シート(別紙)」 をご提出ください。 また、入会の承認の可否を決定するため、児童、世帯等の状況を調査することを承諾します。										
申 込 み 児 童 の 状 況	氏 名		生 年 月 日		備 考					
	フリガナ				育成を希望する曜日		午後6時以降の育成			
			年 月 日		月・火・水・木・金・土		希望する・希望しない			
	学 校 名		学 年	性 別	障害の有無	希望学童クラブ				
	小学校		年	男・女	有・無	第一希望		学童クラブ		
						第二希望		学童クラブ		
世 帯 の 状 況 (本 人 も 含 む)	氏 名(フリガナ)		続柄	生 年 月 日		勤務先・学校名		同居・別居		
	1			・ ・				同・別		
	2			・ ・				同・別		
	3			・ ・				同・別		
	4			・ ・				同・別		
	5			・ ・				同・別		
	6			・ ・				同・別		
	祖父母について(有 ・ 無) 有の場合は、以下ご記入ください。									
祖 父 母 の 状 況	氏 名(不存在の場合は斜線)		続 柄	年 齢	住 所		勤 務 先 名		同居・別居	
	1								同・別	
	2								同・別	
	3								同・別	
	4								同・別	
緊 急 連 絡 先	※緊急時の連絡先を優先順にご記入ください。									
	氏 名		続 柄	連絡先の区分		電 話 番 号		備 考		
	1			自宅・携帯・会社						
	2			自宅・携帯・会社						
	3			自宅・携帯・会社						

第1号様式(裏)

父 親 の 状 況	勤 務 先 名	電 話 — —					
	所 在 地					通 勤 時 間	片 道 分
	勤 務 時 間	平 日	時 分～ 時 分		土 曜	時 分～ 時 分	
	入 会 要 件 あてはまるものに ○をつけてください。	ア 外勤労働のため		オ 就学のため			
		イ 自営労働のため		カ ひとり親家庭で求職中のため			
		ウ 病気・身体障害等のため		キ その他()			
		エ 家族の看護・介護のため					
母 親 の 状 況	勤 務 先 名	電 話 — —					
	所 在 地					通 勤 時 間	片 道 分
	勤 務 時 間	平 日	時 分～ 時 分		土 曜	時 分～ 時 分	
	入 会 要 件 あてはまるものに ○をつけてください。	ア 外勤労働のため		オ 就学のため			
		イ 自営労働のため		カ 出産前後2ヶ月のため(予定日：)			
		ウ 病気・身体障害等のため		キ ひとり親家庭で求職中のため			
		エ 家族の看護・介護のため		ク その他()			
学童クラブから自宅までの略図							

第2号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

府中市長 印

学童クラブ入会承認通知書

申込みのありました学童クラブへの入会について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

住 所			
児 童 氏 名		男 ・ 女	年 月 日生
決 定 年 月 日	年 月 日		
学 童 ク ラ ブ 名			

第3号様式（第4条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



学童クラブ入会不承認通知書

申込みのありました学童クラブへの入会について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

住 所			
児 童 氏 名		男 ・ 女	年 月 日生
学 童 ク ラ ブ 名			
却 下 の 理 由			

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 4 号様式（第 4 条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



学童クラブ入会承認保留通知書

申込みのありました学童クラブへの入会については、入会資格を満たしますが、学童クラブの定員に現在余裕がないため、次のとおり承認を保留することを決定しましたので通知します。

住 所			
児 童 氏 名		男 ・ 女	年 月 日生
学 童 ク ラ ブ 名			

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第5条）

学童クラブ入会事項変更届出書

年 月 日

府中市長

住所 府中市 丁目 番地の

氏名

入会事項について変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

児 童 氏 名	
在籍する小学校	小 学 校 （ 年生）
学童クラブ名	学童クラブ
変 更 内 容	

第6号様式（第6条）

学童クラブ休会届

年 月 日

府中市長

住所 府中市 丁目 番地の

氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

児 童 氏 名	
在籍する小学校	小 学 校 （ 年生）
学童クラブ名	学童クラブ
休 会 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
理 由	

第7号様式（第7条）

学童クラブ退会届

年 月 日

府中市長

住所 府中市 丁目 番地の

氏名

このことについて、次のとおり届け出ます。

児 童 氏 名	
在籍する小学校	小 学 校 （ 年生）
学童クラブ名	学童クラブ
退 会 日	年 月 日
理 由	

第8号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

府中市長 印

学童クラブ退会通知書

学童クラブの退会について、次のとおり通知します。

住 所			
兄 童 氏 名		男・女	年 月 日生
退 会 年 月 日	年 月 日		
学 童 ク ラ ブ 名			
退 会 の 理 由			

第9号様式（第10条）

学童クラブ育成料・間食費減免申込書

年 月 日

府中市長

申込者
住所 府中市 丁目 番地の
氏名

育成料等の減免を受けたいので、次のとおり申し込みます。

児 童 氏 名		学童クラブ名		学年
減 免 を 必 要 と す る 期 間	年 月から 年 月まで			
減 免 を 必 要 と す る 理 由				

第 1 0 号様式（第 1 0 条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



学童クラブ育成料・間食費減免承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました学童クラブ育成料・間食費の減免について、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

児 童 氏 名		学童クラブ名		学年
減免決定理由				

第 1 1 号様式（第 1 0 条）

第 号
年 月 日

様

府中市長



学童クラブ育成料・間食費減免不承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました学童クラブ育成料・間食費の減免について、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

児 童 氏 名		学童クラブ名		学年
却下の理由				

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1 か 2 の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1 か 2 の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 2 号様式（第 1 0 条）

学童クラブ育成料・間食費減免理由消滅届

年 月 日

府中市長

住所 府中市 丁目 番地の

氏名

先に決定を受けた育成料等について、減免を必要とする理由が消滅したので届け出ます。

児童氏名		学童クラブ名		学年
消 滅 日	年 月 日			
消滅理由				

第13号様式(第12条)

学童クラブ育成料・間食費納入通知書兼納付書

通知書番号	
学童クラブ	
年 月	
納付金額	
納期限	

発行

上記のとおり納付してください。

納入済通知書 公

東京都府中市 132063

口座番号

加入者名 東京都府中市会計管理者

1 - 0

004

税目年度 通知書番号 月分 納入金額 C

科 目	款 項	目 部	細 部
事 項	金 額		
年 月	納 入 額		
振 込 課 庫			

学童クラブ育成料・間食費 納付書原符 公

通知書番号

年 月

納付金額

納期限

振込振替

口座番号

加入者名 東京都府中市会計管理者

東京都府中市 132063

領収目付印

取りまとめ印 〒330-0794 ゆうちょ銀行(東海)金融センター

学童クラブ育成料・間食費 領収証書 公

通知書番号

年 月

納付金額

納期限

振込振替

電話

東京都府中市 132063

口座番号

加入者名 東京都府中市会計管理者

上記のとおり領収しました。

領収目付印

収入印紙不要 (納入者控)

<お問合せ窓口>

099-414600

(金融機関控)

第 1 号様式(表)(第 4 条)

(令 3 規則36・全改)

第 1 号様式(裏)

(令 3 規則36・全改)

第 2 号様式(第 4 条)

(令 3 規則36・全改)

第 3 号様式(第 4 条)

(令 3 規則36・全改)

第 4 号様式(第 4 条)

(令 3 規則36・全改)

第 5 号様式(第 5 条)

(令 3 規則36・全改)

第 6 号様式(第 6 条)

(令 3 規則36・全改)

第 7 号様式(第 7 条)

(令 3 規則36・全改)

第 8 号様式(第 7 条)

(令 3 規則36・全改)

第 9 号様式(第10条)

(令 3 規則36・全改)

第 1 0 号様式(第10条)

(令 3 規則36・全改)

第 1 1 号様式(第10条)

(令 3 規則36・全改)

第 1 2 号様式(第10条)

(令 3 規則36・全改)

第 1 3 号様式(第12条)

(令 3 規則36・全改)